

第1章

立地適正化計画の概要

第1章 立地適正化計画の概要

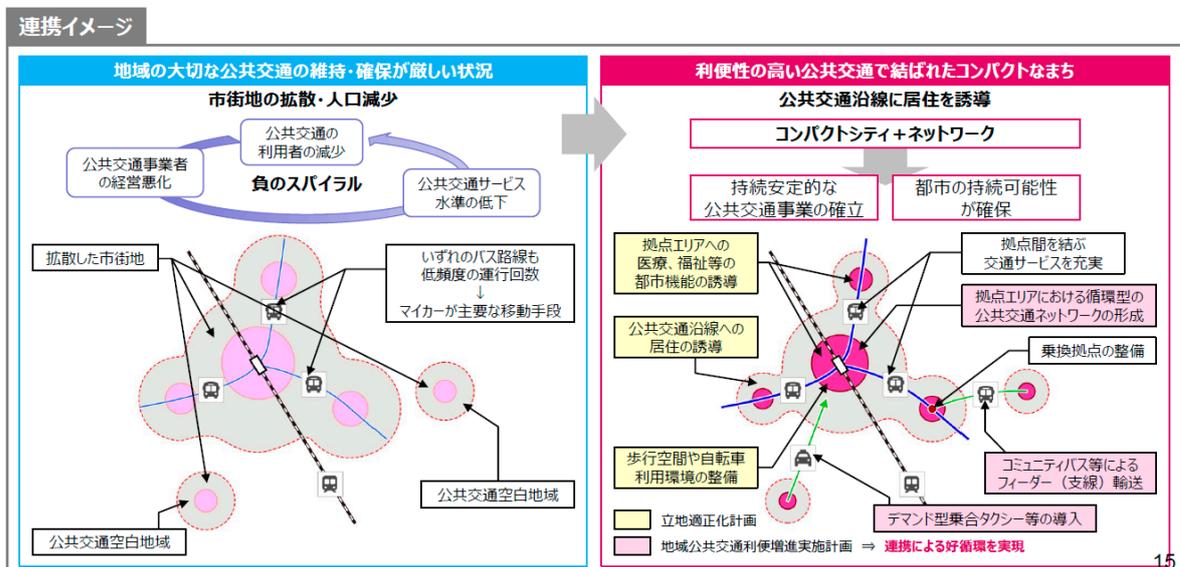
1. 立地適正化計画策定の背景と目的

地方都市では、急速な人口減少と高齢化に直面し、地域産業の停滞などにより都市の活力が低下しています。また、住宅や店舗等の郊外立地が進んだことにより、市街地が拡散し、低密度な市街地が形成されており、拡散した居住者に対して生活を支えるサービスの提供が困難となっています。これらの問題に対し、部分的な対処療法ではなく、都市全体の観点から各課題に対しての取組が必要となっています。

今後のまちづくりは、人口減少と高齢化を背景として、高齢者や子育て世代も含めた多世代が安心できる健康で快適な生活環境の実現と、財政面・経済面において持続可能な都市経営を可能とすることが課題となっています。

これらの課題を解決するためには、医療・福祉施設、商業施設や住居等がまとまって立地し、高齢者をはじめとする住民が公共交通により生活サービス施設等にアクセスできるなど、福祉や交通なども含めて都市全体の構造を見直し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考えで進めていくことが重要とされています。また、近年、頻発・激甚化する自然災害の影響を受け、防災・減災を主流にした安全・安心なまちづくりが強く求められており、都市の防災性を高めるため、財政的な制約の下、各種インフラの老朽化への対応等も必要となっています。

こうした背景を踏まえ、住民や民間事業者と行政が一体となって、コンパクトなまちづくりに取り組むため、平成 26 (2014) 年 8 月に「都市再生特別措置法」が改正され、立地適正化計画制度が創設されました。



■コンパクト・プラス・ネットワークによるまちづくりのイメージ

出典:国土交通省「立地適正化計画の手引き【資料編】」

本町は、昭和 29 年に丹荘村と青柳村が合併して神川村が誕生した後、昭和 32 年に渡瀬村を編入し、昭和 62 年に町制が施行されました。その後、平成 18 年に神泉村と合併し、現在の神川町が誕生しました。

本町の人口は、平成 12 (2000) 年の 15,197 人をピークに減少傾向にあり、令和 2 (2020) 年の国勢調査結果を基にした将来人口の推計では、令和 32 (2050) 年には、9,260 人と 1 万人を切り、高齢化率は 5 割を超える見込みとなっています。

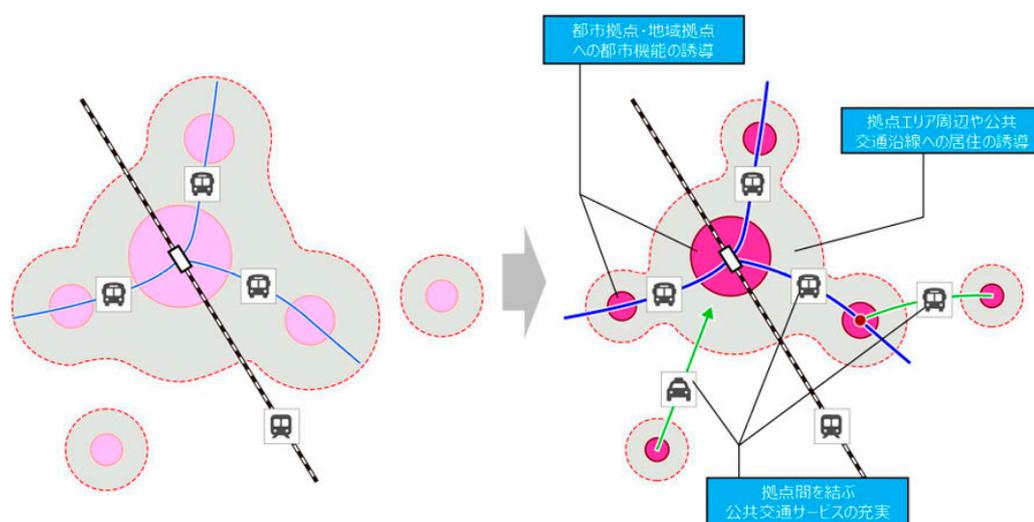
これらの人口減少、高齢化の中で、地域の商店や医療機関が減少し、新型コロナウイルスの影響等によって観光事業や地域コミュニティが縮小傾向となっています。また、JR 八高線や本庄駅と神泉総合支所をつなぐ路線バスは運行されているものの、町内や町外への移動に関しては車中心となっており、高齢者の免許返納による移動手段の喪失後の対応に加え、一人暮らしの高齢者の増加に伴い、近年頻発化している災害に対応した安全なまちづくりが求められています。

こうした背景から、本町においては、町の中心となる拠点の形成や、地域コミュニティによる賑わいの創出、車に頼らず自由に移動できる公共交通ネットワークの構築等を目指し、「コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり」を進めていく必要があります。

町唯一の鉄道駅である丹荘駅周辺や役場周辺に生活サービス施設がまとまる利便性の高い拠点を形成し、公共交通ネットワークの充実による駅へのアクセス性の向上等によって、住み続けられるまちの実現を目指すとともに、デジタル技術等を活用し、災害への備えや高齢者の増加に対応した安心・安全な暮らしの確保を目指します。

なお、立地適正化計画は、町内にある生活サービス施設や居住の全てを拠点 1 か所に集約することを目指すものではなく、現在の市街地に存在する空き家等を有効に活用することで居住誘導を図り、人口密度を保つことで、生活サービス施設等の維持と、地域の活性化に取り組みます。

以上を踏まえて、美しい自然環境の保全を図りつつ、人口減少、高齢化に対応した集約型都市構造の形成を目指して、「神川町立地適正化計画」を策定しました。



■コンパクト・プラス・ネットワークのイメージ

出典:国土交通省「立地適正化計画の手引き【基本編】」

2. 立地適正化計画とは

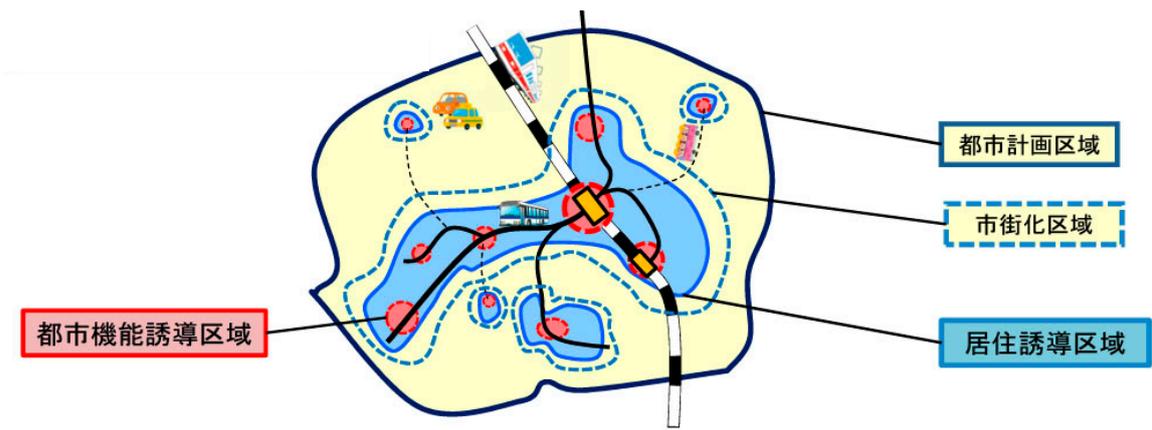
立地適正化計画は、持続可能な都市構造への再構築を目指し、人口減少社会に対応したコンパクトシティを実現するためのマスタープランであり、市町村が必要に応じて策定する居住機能や都市機能（医療・福祉・子育て支援・商業等の生活サービス）の誘導と、公共交通の充実等により、コンパクトで持続可能な都市構造の形成を目指す計画です。

本計画においては、目指すべき都市の骨格構造から居住や都市機能を誘導する区域を設定し、これらを誘導するための施策等を記載するとともに、近年の自然災害を踏まえた防災・減災のまちづくりの指針を示します。

【立地適正化計画に定める記載事項】

（都市再生特別措置法第 81 条第 2 項第 1 号から第 7 号）

- ① 住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化に関する基本的な方針
- ② 居住誘導区域（市町村が講じる施策を含む）
- ③ 都市機能誘導区域及び誘導施設（市町村が講じる施策を含む）
- ④ 誘導施設の立地を図るための事業等
- ⑤ 防災指針
- ⑥ ②・③の施策、④の事業等、⑤に基づく取組の推進に関する事項
- ⑦ その他、立地の適正化を図るために必要な事項



■立地適正化計画制度のイメージ図

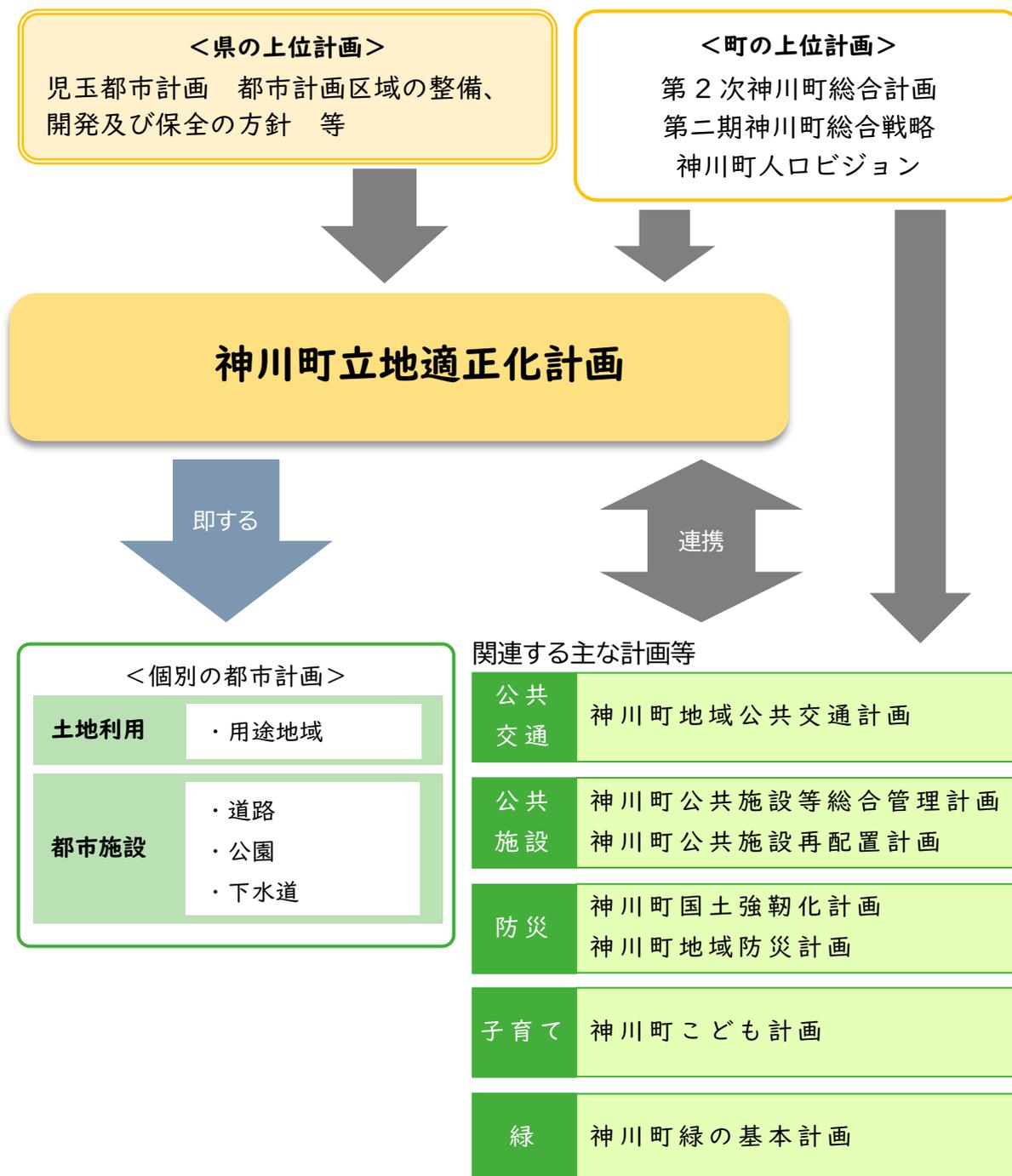
出典：国土交通省資料

3. 立地適正化計画の位置づけ

立地適正化計画は、都市再生特別措置法に基づき策定する計画です。

本計画は、「第2次神川町総合計画」「第二期神川町総合戦略」等の上位計画に示される方向性との整合を図り、将来都市像の実現と、「コンパクト・プラス・ネットワーク型のまちづくり」への転換を図る計画として位置づけます。

また、丹荘駅周辺を中心とした拠点の形成によるコンパクトなまちづくりと、公共交通ネットワークの充実のため、医療・福祉、住宅、子育て、防災等の関連分野と連携を図りながら推進するものとしします。



4. 計画の対象区域と目標年度

(1) 目標年度と計画期間

本計画の目標年度は、令和 7（2025）年度を開始年次とし、目標年次以降の都市の姿を見据えつつ、概ね 20 年後の「令和 26（2044）年度」を展望した計画とします。

また、概ね 5 年ごとに評価指標の達成状況や、施策等の進行状況の評価・検証を実施するとともに、今後の社会情勢の変化や国等による施策の実施状況について調査・分析を行うよう努め、必要に応じて計画の見直しを行います。

目標年度： 令和 26（2044）年度 ※ 概ね 5 年ごとに評価・見直し

計画期間： 令和 7（2025）年度 ～ 令和 26（2044）年度

(2) 計画の対象区域

立地適正化計画は、都市計画区域を対象とすることから、児玉都市計画区域に含まれる旧神川町が計画対象区域となります。

